

一般社団法人日本看護系大学協議会 選挙管理委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第9条に基づき、選挙管理委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（委員会の設置）

第1条 理事会は、社員の中から5名の選挙管理委員を委嘱する。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は、代表理事に諮り補充の委員を委嘱する。
- 3 選挙管理委員は、選挙権を有する。

（任務）

第2条 委員会は、理事会より委任を受け役員候補者の選出に必要な業務を行う。

- 2 委員会は、委員会の経過及び結果等を理事会に報告する。
- 3 委員会の活動内容は、当該年度末の事業報告書に掲載し報告する。
- 4 委員会の議事録は事務局に提出し、主たる事務所に保管する。

（委員長）

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 4 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 5 委員長は委員会を招集し、その議事を整理する。

（任期）

第4条 選挙管理委員の任期は、役員等が社員総会で承認されるときまでとする。

2 委員が任期中に会員校から代表として推薦された社員ではなくなった場合でも、当該年度の定時社員総会までは委員を継続することができる。

（委員会の業務）

第5条 委員会は次の業務を行う。

- (1) 理事及び監事の選挙に係わる日程など計画の立案
- (2) 理事及び監事の選挙に係わる関係書類の整備、確認
- (3) 選挙人名簿及び被選挙人名簿の作成
- (4) 理事及び監事の選挙に係わる関係事項の告示
- (5) 投票及び開票の管理
- (6) 投票の有効、無効の判定
- (7) 選挙終了後、理事及び監事候補者の決定、その結果の理事会への報告
- (8) その他選挙に必要な事項

（委員会の議決事項）

第6条 委員会の開催は委員の半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議決事項は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(本規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2010年12月24日から施行する。

附則 この規程の改正は、2011年12月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、2017年3月20日から施行する。